

火災保険・新種保険

2022年10月1日以降の契約内容変更・解約等手続き時に適用

## クレジットカード払における保険料返還特則の変更について

平素は三井住友海上の火災保険・新種保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、2022年10月1日以降、「保険料クレジットカード払特約」<sup>(注)</sup>、「保険料クレジットカード払（登録方式・一括払型）特約」または「追加保険料クレジットカード払（登録方式・一括払型）特約」（以下「クレジットカード払関連特約」といいます。）がセットされたご契約において、契約内容変更、解約等による保険料返還の一部取扱いを変更いたしますので、下記のとおりご案内します。

（注）「保険料クレジットカード払（売上票方式）特約」、「保険料クレジットカード払特約（賃貸住宅居住者総合保険用）」を含みます。

### 記

#### 1. 変更内容

クレジットカード払関連特約がセットされたご契約において、契約内容変更、解約等により返還保険料が発生した際には、クレジットカード会社から当社へ保険料相当額の入金がされたことを確認できた後にお客さまへ保険料を返還しておりました。

今般、お客さまをお待たせすることなく保険料の返還を可能とするため、クレジットカード払関連特約に規定している「保険料の返還の特則」を別紙のとおり削除<sup>(注1)</sup>し、ご登録いただいたクレジットカードのオーソリゼーション<sup>(注2)</sup>または有効性確認が完了していれば保険料を返還する取扱いへと変更いたします。

（注1）2022年9月30日以前始期のご契約向けの普通保険約款・特約に掲載されているクレジットカード払関連特約には「保険料の返還の特則」を規定していますが、下記2.の適用時期から変更内容を適用します。

（注2）クレジットカードの使用に際して、当社がクレジットカード会社に対し、以下2点について確認を行うことをいいます。

- ・登録いただいたクレジットカードが利用可能な状態であること。
- ・クレジットカードを使用して払い込む保険料の額がクレジットカードの利用限度額内であること。

#### 2. 適用時期

ご契約の保険始期日にかかわらず、下記3.の商品のうちクレジットカード払関連特約がセットされたご契約において、2022年10月1日以降の契約内容変更、解約等の手続き時に変更内容を適用します。

#### 3. 適用対象商品

- ・火災保険のすべての商品（火災保険にセットされる家計地震保険を含みます。）
- ・新種保険のうち以下の商品

動産総合保険、ヨット・モーターボート総合保険、機械保険、コンピュータ総合保険、事業財産総合保険、盗難保険、ガラス保険

以上

別紙

1. 「保険料クレジットカード払（登録方式・一括払型）特約」、「保険料クレジットカード払特約（賃貸住宅居住者総合保険用）」および新種保険の「保険料クレジットカード払特約」における変更内容

変更前 <sup>(注)</sup>	変更後
<p>第5条（保険料の返還の特則）</p> <p>この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還する場合は、<b>当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。</b></p> <p>ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。</p>	<p>（削除）</p>

2. 「追加保険料クレジットカード払（登録方式・一括払型）特約」における変更内容

変更前 <sup>(注)</sup>	変更後
<p>第5条（保険料の返還の特則）</p> <p>この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、<b>当社は、クレジットカード会社から追加保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。</b></p> <p>ただし、第4条（追加保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が追加保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から追加保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。</p>	<p>（削除）</p>

3. 火災保険の「保険料クレジットカード払特約」および「保険料クレジットカード払（売上票方式）特約」における変更内容

変更前 <sup>(注)</sup>	変更後
<p>第5条（保険料の返還等の特則）</p> <p>（1）この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還する場合は、<b>当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。</b></p> <p>ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。</p> <p>（2）この保険契約に積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）が付帯された場合には、（1）の規定は適用せず、次のいずれかに該当するときは、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に返還、支払または貸付を行います。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が保険料を直接</p>	<p>（削除）</p>

当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に  
従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社  
に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に  
払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社  
から保険料相当額を領収したことを確認したものと  
みなして保険料を返還、支払または貸付を行います。

- ① 基本特約または他の特約の規定により当社が保険料を返還する場合
- ② 基本特約の規定により当社が返還保険料を支払う場合
- ③ 基本特約の規定により当社が契約者貸付を行う場合
- ④ 基本特約の規定により当社が満期返れい金または契約者配当金を支払う場合

(注) ご契約の保険始期日により、一部表現が異なる場合があります。